

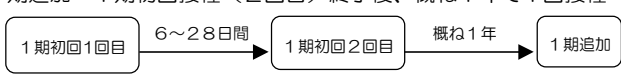


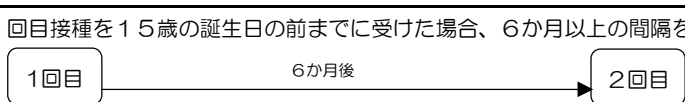
# 令和6年度 予防接種カレンダー

※標準年齢とは、接種年齢の中でも、より接種が望ましい年齢です。  
 ※法律等の改正により、予防接種の種類、対象年齢等が変更される場合があります。  
 ※法に基づいて行う下表の予防接種の自己負担金は無料です。

## ■ 予防接種の種類

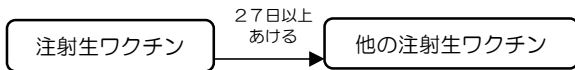
予防接種名		対象年齢 (標準年齢)	標準的な接種間隔・注意事項等		予診票 の配付
ロタウイルス 感染症 (経口生ワクチン)	ロタテック	生後6～ 生後32週0日まで	第1回目：生後2月から出生14週6日まで 第2回目：1回目の接種から27日以上の間隔をあけて接種 第3回目：2回目の接種から27日以上の間隔をあけて接種（接種は出生32週まで） 		
	または ロタリックス	生後6週～ 生後24週0日まで	第1回目：生後2月から出生14週6日まで 第2回目：1回目の接種から27日以上の間隔をあけて接種（接種は出生24週まで） 		
B型肝炎 (不活化ワクチン)		生後1歳未満 (生後2～9月未満)	第1回目：生後2か月以降に1回目の接種をおこなう 第2回目：1回目接種終了後、27日以上の間隔で2回目の接種をおこなう 第3回目：1回目接種終了後、139日以上の間隔で3回目の接種をおこなう 		
		母子感染予防を目的に、健康保険適用によりB型肝炎ワクチンの接種を受けた方は、定期の予防接種の対象外です			
小児用肺炎球菌 (不活化ワクチン)	生後2～60月未満 (初回接種開始は 生後2～7月未満、 追加接種は 生後12～15月未満)	開始が 生後2～7月未満	初回：生後24月未満に、27日以上の間隔で3回接種 (ただし、2回目の接種が生後12月を超えた場合、3回目の接種は行わない) 追加：生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔で1回接種		出生6週頃に 最初の1枚を 個別郵送  その後は市内 実施医療機関 より配付
		開始が 生後7～12月未満	初回：生後24月未満に、27日以上の間隔で2回接種 追加：生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔で1回接種		
		開始が 生後12～24月未満	60日以上の間隔で2回接種		
		開始が 生後24～60月未満	1回接種で完了		
		例) 生後2～7月までに接種を開始した場合			
		令和6年4月1日から15価の肺炎球菌ワクチン(バクテリオン)が定期接種の対象となります。 令和6年3月31日以前に13価の肺炎球菌ワクチン(プレバナー)の接種を受けている方でも、残りの回数を15価の肺炎球菌ワクチンに切り替えて接種を受けることができます。			
ヒブ (不活化ワクチン)	生後2～60月未満 (初回接種開始は 生後2～7月未満、 追加接種は初回接種終了 後7～13月未満)	開始が 生後2～7月未満	初回：生後12月未満に、27日以上の間隔で3回接種 追加：初回接種終了後、7～13月の間隔で1回接種		
		開始が 生後7～12月未満	初回：生後12月未満に、27日以上の間隔で2回接種 追加：初回接種終了後、7～13月の間隔で1回接種		
		開始が 生後12～60月未満	1回接種で完了		
		例) 生後2～7月までに接種を開始した場合			
4種混合 (不活化ワクチン)	生後2～90月未満 (1期初回は 生後2～12月未満、 1期追加は3回目接種 終了後12～18月未満)	1期初回：20日以上の間隔で3回接種 1期追加：1期初回接種（3回目）終了後、12～18月の間隔で1回接種		出生6週頃に 4回分まとめて 個別郵送  令和5年2月 生まれからは 5混の予診票 を郵送	
または					
5種混合 (不活化ワクチン)	生後2～90月未満 (1期初回は 生後2～7月未満、 1期追加は3回目接種 終了後6～18月未満)	1期初回：20日以上の間隔で3回接種 1期追加：1期初回接種（3回目）終了後、6～18月の間隔で1回接種		令和6年4月1日から5種混合が定期接種の対象となります。 原則として同じワクチンで接種を完了しますので、令和6年3月31日以前に4種混合を1回でも接種を受けている方は、4月1日以降も5種混合ではなく、4種混合で接種を受けます。	
					
BCG (注射生ワクチン)	生後1歳未満 (生後5～8月未満)	スタンプ方式で1回接種	接種後10日以内にコッホ現象（接種部位の赤みやはれ）が生じた場合は、接種した医療機関へ相談してください。		出生6週頃に 個別郵送
水痘（みずぼうそう） (注射生ワクチン)	生後12～36月未満 (接種開始は12～15月 未満)			生後12月頃に 2回分まとめて 個別郵送	
麻疹（はしか）及び 風疹 (注射生ワクチン)	[第1期] 生後12～24月未満  [第2期] 就学前の1年間			第1期： 生後12月頃に 個別郵送 第2期： 就学1年前に 個別郵送	
		1歳になったら早めに接種を受けてください。			



予防接種名	対象年齢 (標準年齢)	標準的な接種間隔・注意事項等	予診票の 配付
二種混合 (不活化ワクチン) 〔・破傷風・ジフテリア〕	11歳以上13歳未満	* 4種混合 1期 (または三種混合 1期) の接種が済んでいない場合は、二種混合を接種しても効果が十分でないことがありますので、子ども家庭課へご連絡ください。	11歳頃に 個別郵送
日本脳炎 (不活化ワクチン)	第1期 生後6～90月未満 (第1期初回は3歳、 第1期追加は4歳)	1期初回：6～28日の間隔で2回接種 1期追加：1期初回接種（2回目）終了後、概ね1年で1回接種 	3歳頃に 3回分まとめて 個別郵送
	第2期 9歳以上13歳未満 (9歳)	平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の方で、第1期、第2期が終了していない方は、不足分を公費で接種することができます。 ご希望の方は、予診票をお渡ししますので、親子（母子）健康手帳を持って子ども家庭課までお越しください。	9歳頃に 個別郵送
HPV感染症 (不活化 ワクチン)	サーバリックス	1月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から6月の間隔をおいて3回目を接種 	中学1年生の 時期に最初の 1枚を個別郵 送  その後は 市内実施医療 機関より配付
	または ガーダシル	2月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から6月の間隔をおいて3回目を接種 	
	または シルガード	1回目接種を15歳の誕生日の前までに受けた場合、6か月以上の間隔をおいて2回目を接種  〔 2回目の接種が初回接種から5か月未満であった場合は、3回目の接種を受けます。 その場合、2回目の接種から3か月以上間隔をおいて接種します。 〕 ※ 15歳の誕生日以降に1回目の接種を受ける場合は、2月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から6月の間隔をおいて3回目を接種	
	ガーダシル サーバリックス または シルガード	キャッチアップ 接種対象者 平成9年4月2日～ 平成20年4月1日生ま れ的女子	接種間隔は上記参照。 標準的な接種間隔を過ぎていた場合など、お困りの際は子ども家庭課へご相談ください。積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれ的女子の方は令和7年3月まで接種を受けることが可能です。

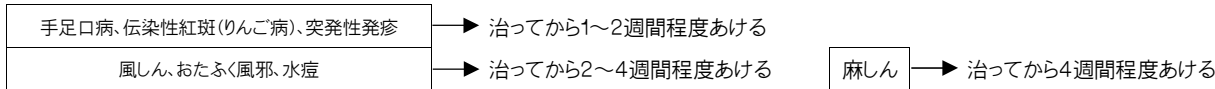
### ■ 予防接種と予防接種の間隔

不活化ワクチン、経口生ワクチン(注射生ワクチン以外)については接種間隔の制限はありません。ただし、同一のワクチンはそれぞれの接種間隔を守ってください。



### ■ 予防接種と病気の間隔

以下の病気にかかった後は、間隔をあけて接種を受けましょう(医師の判断に基づきます。)



### ■ 予防接種を接種する場合の同伴者について

予防接種を受けに行く場合は、原則、保護者(父、母等親権を行う者)の同伴が必要ですが、保護者がやむを得ない理由で同伴することができない場合、お子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の質問事項についてしっかり回答できる親族(祖父母等)などが、同伴することで予防接種を受けることができます。この場合、委任状が必要となります。委任状は保護者の方が記載し、接種を受ける際に予診票といっしょに医療機関に提出してください。委任状は、子ども家庭課または医療機関に置いてあります。また、ホームページからもダウンロードすることができます。

### ■ 市内指定医療機関以外での接種について

詳細は市ホームページでご確認ください。電子申請も市のホームページからすることができます。

事前に子ども家庭課へ申請が必要になります。子ども家庭課で申請を受け付けてから、10日～2週間程度のお時間がかかります。余裕をもってご申請ください。申請後に医療機関宛ての依頼書(広域申請の場合は連絡票)と予診票を郵送しますので、届いてから接種を受けに行ってください。接種を受ける医療機関を変更する場合は再度申請が必要になりますので、ご注意ください。依頼書または連絡票の有効期限が切れた場合も再度申請が必要になります。

#### 愛知県広域予防接種へ登録のある医療機関で接種する場合

接種希望の医療機関が、愛知県広域予防接種登録医療機関であるか確認をしてください。(愛知県広域予防接種事業のホームページで検索または、医療機関へ直接確認してください。)

#### 愛知県外または愛知県広域予防接種へ登録のない医療機関で接種する場合(償還払い)

接種希望の医療機関に市外接種が可能であるかご確認ください。接種後、1年以内に請求を行ってください。



長久手市子どもの予防接種のページです  
委任状の様式もダウンロードできます

☆ 予防接種を受ける前に、通知に同封してある説明書または「予防接種と子どもの健康」をよく読んでください。

☆ 必ず親子(母子)健康手帳をご持参のうえ、事前に医療機関に予約をしてから接種を受けに行ってください。

☆ 医療機関に置いていない予診票がお手元がない場合は、子ども家庭課でお渡しできます。

親子(母子)健康手帳を忘れずにお持ちください。親子(母子)健康手帳で接種歴を確認できない場合は、お渡しすることができません。ご注意ください。